平成２７年（フ）第５０号
山形県長井市中道２丁目18番13号
債務者　斎藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５２号
山形県長井市九野本310番地５　エーデルハイム　Ｋ１　103号
債務者　大道寺裕次
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８８６号
さいたま市浦和区北浦和３丁目16番17―103号、旧住所さいたま市浦和区高砂２丁目３番４―408号
債務者　豆川　雅紀
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
埼玉県志木市本町５丁目21番６号　カトレアハイツ202号、住民票上の住所埼玉県富士見市大字鶴馬2602番地３　サンライトマンション912
債務者　細川　素子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９５号
埼玉県北本市北本１丁目37番地ビブレＹＡＮＡＩ301号、住民票上の住所埼玉県鴻巣市小松４丁目８番16号
債務者　萩原　順一
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１７号
埼玉県新座市栗原１丁目１番16号　フラワーハイツ202号室
債務者　笠原　　勇
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６９号
埼玉県川口市柳崎４丁目28番27号　フジハイツ205号
債務者　久保　和子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
埼玉県草加市新善町34番地６　森コーポ201号
債務者　渡邉幸太郎
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区３棟302号
債務者　宍戸　　功
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区３棟302号
債務者　宍戸　光子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
埼玉県越谷市東大沢１丁目５番地１　メゾンラ　プレン105号
債務者　菅原　宗太
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１８号
埼玉県越谷市東大沢１丁目５番地１　メゾンラ　プレン105号
債務者　菅原　　義
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
埼玉県吉川市平沼１丁目６番地10　ツインハウス吉川208
債務者　北川　博朗
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
埼玉県越谷市東大沢２丁目24番地22　朝日ハイツ202号、旧住所埼玉県越谷市東大沢５丁目６番地５　ハイツリバーサイド103号
債務者　山田　君江
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目210番地　アネックス003　202号室
債務者　大嶋久仁子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２４号
千葉県山武市蓮沼ニの5032番地　特別養護老人ホーム海
債務者　藤本　俊夫
法定代理人成年後見人　田中　牧人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係